

奈良県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

#### 奈良県規則第四十七号

奈良県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県看護師等修学資金貸与条例施行規則（昭和三十七年七月奈良県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「独立行政法人国立精神・神経医療研究センター」を「国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター」に改め、同条第六号中「母子健康センター」を「母子健康包括支援センター」に改め、同条第七号中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める。

第四条第一号中「母子健康センター」を「母子健康包括支援センター」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。